

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3280号から第3283号まで)

令和7年12月4日

横情審答申第3280号から第3283号まで

令和7年12月4日

横浜市教育委員会様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和6年7月5日教東指第302号、教西指第224号、教南指第317号、教北指第377号による
次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1) 損害賠償請求訴訟判決に伴う賠償金の支払額が分かる書類 (2) 教育
長説明資料」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「(1) 損害賠償請求訴訟判決に伴う賠償金の支払額が分かる書類 (2) 教育長説明資料」を一部開示とした決定のうち、別表に掲げる不開示部分1から不開示部分3まで、不開示部分5、不開示部分8及び不開示部分9を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和6年5月23日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第1号、第3号ア及び第5号柱書に該当するため別表に掲げるとおり一部を不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 本件審査請求文書のうち、不開示部分1から不開示部分3まで、不開示部分8及び不開示部分9のうち教育長説明日は、開示することにより、4つの方面別に設置されている学校教育事務所のうち、どの学校教育事務所の所管する市域に関する事案であるのかが明らかとなり、当該個人の近親者、地域住民及び学校の関係者等であれば保有し、又は入手可能である情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2項第1号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、不開示とした。

(2) 本件審査請求文書のうち、不開示部分4、不開示部分5、不開示部分9のうち判決日及び不開示部分10は、いじめ案件の損害賠償請求訴訟事案（以下「本事案」という。）の近親者、地域住民及び学校の関係者等であれば保有し、又は入手可能である情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2項第1号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、不開示とした。

また、不開示部分5は、当該法人が請け負う案件が分かる、つまり、事業活動を

行うまでの内部管理に属する情報であって、公にすることにより当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあることから、条例第7条第2項第3号アに該当し、本号ただし書に該当せず、不開示とした。

- (3) 本件審査請求文書のうち、不開示部分6は、当該法人の経営方針や経理等、事業活動を行うまでの内部管理に属する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあること、つまり、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2項第3号アに該当し、本号ただし書に該当せず、不開示とした。
- (4) 本件審査請求文書のうち、不開示部分7は、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2項第3号アに該当し、本号ただし書に該当せず、不開示とした。
- (5) 本件審査請求文書のうち、不開示部分11は、開示することにより、これまでの調整過程を示すこととなり、今後の同様の事務の適正な遂行に支障を来すため、条例第7条第2項第5号柱書に該当し、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、全文の開示をせよ。
- (2) 条例第7条第2項第1号、第3号ア及び第5号柱書の客観的な解釈ではなく、恣意的な解釈の乱用である。
- (3) 正当な理由もなく、全ての行為に関して「おそれがある」と不可能なことも「おそれがある」「かのうせいがある」と自分たちができない。論証もできないことを理由に、一部不開示は、自分たちの違法行為を公にされるのを阻害する反社会的な悪意ある行為と断罪する。
- (4) 類似する別所管の案件と比べても異常な行為と言える。
- (5) 公務員の公務中の行政文書に記載の名前を個人情報だからと非開示は、前代未聞の違法行為である。

5 審査会の判断

- (1) いじめ案件の損害賠償請求訴訟に係る事務について
訴状、口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状が送達された場合、それを受けて答

弁書及び準備書面等の準備を行っている。判決が出た後、必要に応じて教育委員会事務局内で対応確認を行い、判決に基づき賠償金等の支払を行っている。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、損害賠償請求訴訟判決に伴う賠償金の支払に係る起案文書及び教育長説明資料である。

(3) 条例第7条第2項第1号の該当性について

ア 条例第7条第2項第1号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令若しくは条例・・・の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる個人に関する情報から除くと規定している。

イ 不開示部分1及び不開示部分8について、実施機関は、開示することにより、4つの方面別に設置されている学校教育事務所のうち、どの学校教育事務所の所管する市域に関する事案であるのかが明らかとなり、当該個人の近親者、地域住民及び学校の関係者等であれば保有し、又は入手可能である情報と照合することにより、特定の個人を識別することができると主張する。

これらの情報の中には、4つの方面別に設置されている学校教育事務所のうち、どの学校教育事務所の所管する市域に関する事案であるかがうかがえる記載がある。

また、実施機関に確認したところ、一般に利用することができる横浜市の行政文書目録検索により、起案日、決裁日、支出命令番号、支払日、支払期限日及び支払命令書等発行主任作成日から、文書保有課を特定することができることであった。

しかし、本件においては、学校教育事務所名が特定されたとしても、各学校教育事務所の管轄する校数は多数存在すること、横浜市が大規模な地方自治体であること等も踏まえると、学校教育事務所が所管する市域が特定されるにとどまるというべきであり、それによって当該関係児童及び保護者等の特定の個人を識別することができるものとは認められない。

したがって、これらの情報は、本号本文に該当しない。

ウ 不開示部分2及び不開示部分9について、当審査会において見分したところ、当該部分には、学校教育事務所名、文書保有課等の市域が特定されるような情報が記載されているものとは認められなかった。

したがって、これらの情報は、本号本文に該当しない。

エ 不開示部分3について、実施機関は、学校教育事務所等の職員氏名及び起案者が所属する部署の電話番号を開示することにより、4つの方面ごとに設置されている学校教育事務所が明らかとなり、本件のような場合には、今までに一般に公表された情報に限らず、当該個人の近親者、地域住民及び学校関係者等であれば既知の情報と組み合わせることによって、当該学校名が特定されるだけでなく、当該関係児童及び保護者等の特定の個人を識別することができることとなると主張する。

しかし、上記イのとおり、学校教育事務所名が特定されたとしても、その所管する市域が特定されるにとどまり、当該関係児童及び保護者等の特定の個人を識別することができるものとは認められない。

また、学校教育事務所等の職員氏名については、横浜市では、市民情報センター等で一般の閲覧に供されている当時の横浜市職員録に掲載するなど、慣行として公にされている。

したがって、学校教育事務所等の職員氏名は本号ただし書アに該当し、電話番号は本号本文に該当しない。

オ 不開示部分4については、通知人の氏名が記載されており、開示することにより、当該関係児童及び保護者等の特定の個人を識別することができる。

したがって、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいづれにも該当しない。

カ 不開示部分5について、実施機関は、本件事案の近親者、地域住民及び学校関

係者等であれば保有し、又は入手可能である情報と照合することにより、特定の個人を識別することができると主張する。

しかし、誰がどの事務所のどの弁護士に訴訟代理の委任をしたかについては公にされるものではなく、本件事案の近親者、地域住民及び学校関係者等であれば保有し、又は入手可能である情報と照合したとしても、当該関係児童及び保護者等の特定の個人を識別することができるものとは認められない。

したがって、これらの情報は、本号本文に該当しない。

キ 不開示部分10について、当審査会が見分したところ、当該部分には学校名がうかがえる記載及び本件事案の具体的な内容の記載がある。

そのため、学校名及び本件事案の具体的な内容が判明すると、当該関係児童及び保護者等の特定の個人を識別することができる。

したがって、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(4) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第3号アは、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」について、当該情報を開示しないことができると規定している。

イ 不開示部分5について、当該部分は本件事案の当事者の訴訟代理人の情報として記載されているものであるから、事業を営む個人の当該事業に関する情報であると認められる。

この点、実施機関は、不開示部分5は、当該法人が請け負う案件が分かる、すなわち、事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、開示することにより当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあると主張する。

しかし、本件事案の訴訟代理人としての弁護士氏名、事務所名並びに事務所の所在地、郵便番号、電話番号及びFAX番号が公になったとしても、当該弁護士の事業活動に不利益が生じるとは考え難く、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

なお、事務所の電話番号及び事務所のFAX番号については、当該法律事務所

のホームページに掲載されており、一般に公表されているものである。

したがって、これらの情報は、本号アに該当しない。

ウ 不開示部分6について、当事者の代理人弁護士が受任していた本件事案の判決に伴う賠償金支払に関する情報であることからすれば、事業を営む当該個人の事業活動を行うまでの内部管理に関する情報であり、開示することにより、当該個人の事業活動が損なわれるおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は、本号アに該当する。

エ 不開示部分7について、弁護士印の印影は、これを開示することにより、第三者に偽造されるなどして、当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあると認められる。そのため、事業を営む当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、この情報は、本号アに該当する。

(5) 条例第7条第2項第5号柱書の該当性について

ア 条例第7条第2項第5号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 不開示部分11については、本件事案の判決に関する実施機関の今後の対応方針が記載されている。

これを開示することにより、内部的に行った検討の経緯が明らかとなり、今後の同種又は類似の案件に対する横浜市としての対応方針の検討又は協議に支障が生じるおそれがあると認められる。また、当該対応方針は、一般に公表されるものでもない。

したがって、今後の同様の事務の適正な遂行に支障を来すものと認められ、本号柱書に該当する。

(6) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を一部開示とした決定のうち、別表に掲げる不開示部分1から不開示部分3まで、不開示部分5、不開示部分8及び不開示部分9を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

(第四部会)

委員 板垣勝彦、委員 飯島奈津子、委員 山本窓亜

別表

対象行政文書	不開示部分	不開示部分名	根拠規定
損害賠償請求訴訟判決に伴う賠償金の支払額が分かる書類	文書作成課、文書番号、文書件名、起案者及び決裁者の所属名、起案日、決裁日、支出命令番号、支払日、支払命令書（支払調書）の主管課及び執行課、支払期限日、執行内容、支出命令書等発行主任作成日、文書作成日、文書発送日	不開示部分 1	条例第7条第2項第1号
	文書作成年度、文書廃棄年度、予算科目、伺登録番号	不開示部分 2	
	起案者、審査承認者、承認者、決裁者、支出命令書等発行主任及び作成承認主管課長の氏名、起案者が所属する部署の電話番号	不開示部分 3	
	通知人の氏名	不開示部分 4	
	弁護士氏名、事務所名、事務所の所在地、郵便番号、電話番号及びFAX番号	不開示部分 5	
	振込先金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義	不開示部分 6	条例第7条第2項第3号ア
	弁護士印の印影	不開示部分 7	
教育長説明資料	文書作成課	不開示部分 8	条例第7条第2項第1号
	教育長説明日、判決日	不開示部分 9	
	学校名、学年組、氏名、配属情報、個人の行動及び内心に関わる情報、それらが類推できる情報（トラブルに端を発した損害賠償案件の具体的な内容）	不開示部分 10	
	実施機関の対応方針	不開示部分 11	

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 6 年 7 月 5 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 7 年 10 月 2 日 (第47回第四部会)	・ 審議
令 和 7 年 11 月 13 日 (第48回第四部会)	・ 審議